

1991年10月26日制定  
1994年 4月23日改訂①  
1999年 3月27日改訂②  
2002年 3月31日改訂③  
2005年 3月27日改訂④  
2012年 3月25日改定⑤  
2014年 4月1日改定⑥  
2017年 4月1日改訂⑦

## 瀋陽日本人会定款

### 第一章 総 則

第1条 本会は、『瀋陽日本人会』と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦、会員の健全な日常活動の維持向上を図り、並びに日中友好親善をはかることを目的とする。

第3条 1. 本会は、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦を図るための事業
- 2) 会員の健全な日常活動を維持向上するための援助及び便宜の供与
- 3) 会員に対する有益な情報の調査および提供
- 4) 会員の日常的な事業活動を維持向上するための各種活動
- 5) 地域社会に貢献する事業
- 6) 日本人補習学校の設立、維持、運営の支援
- 7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 本会は、営利を目的とする事業及び特定の個人、法人、その他団体の利益を目的とする事業は行わない。

第4条 本会の事務所は理事会が指定した事務局の所在地とする。

### 第二章 会 員

第5条

1. 本会は、法人正会員、法人準会員、個人正会員、個人準会員、名誉会員により構成する。

2. 本会を構成する会員の区分は以下の通りとする。ただし、ここで定める瀋陽の周辺地域の範囲については理事会が決定する。

- 1) 法人正会員 法人正会員の推薦を3社以上受け、かつ理事会が承認した在瀋陽、および周辺の日系企業および団体。ただし、2014年3月31日以前より法人会員として登録されている日系企業および団体については引き続き当会員となるものとし、推薦の取得は不要とする。
- 2) 法人準会員 1) の要件を充足しない法人および団体で、法人正会員の推薦を3社以上受け、かつ理事会が承認したもの。
- 3) 個人正会員 個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事会が承認した在瀋陽、および周辺に3ヶ月以上連続して居留する、満18歳以上の日本国籍を有する個人。ただし、2014年3月31日以前より個人会員および家族会員・教師学生会員として登録されている満18歳以上の会員については引き続き当会員となるものとし、推薦の取得は不要とする。
- 4) 個人準会員 3) の要件を有さない個人で、個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事

会が承認した満 18 歳以上の個人。ただし、2014 年 3 月 31 日以前より準会員として登録されている会員については引き続き当会員となるものとし、推薦の取得は不要とする。

5) 名誉会員 瀋陽日本人会の発展に貢献した（する）、理事会が特別に認めた個人。

- 第 6 条 第 5 条に該当し入会しようとするものは、所定の書類（瀋陽日本人会入会申込書：事務局が保管）により事務局へ申込みを行い、下記の承認を得なければならない。
- 1) 原則として、会長が承認する。
  - 2) 下記の者は理事会の承認を得なければならない。
    - ① 入会資格があるにも拘らず、一定期間入会しなかった者
    - ② 入会資格に疑義がある者
    - ③ 過去に退会又は除名となった者
    - ④ 法人準会員、個人準会員として入会を希望する者
  - 3) 法人正会員の扱いについては下記とする。

個人正会員を有する、法人正会員としての要件を充足する法人は入会を義務とする。但し、規模が小さい等特別な事情がある場合は、理事会の決議により入会を免除することができる。

### 第三章 会員の権利及び義務

- 第 7 条 会員は、健全な日常活動の維持向上のためのサービス、並びに安全かつ快適な生活のための援助及び便宜供与を受け、且つ地域社会に貢献する義務を負う。また、法人正会員、個人正会員、名誉会員においては、総会に出席し、意見を述べる権利を有す。各会員の権利義務は付表 1 に示す。
- 第 8 条 個人正会員は、文化交流部会および総務部会の理事及び会計監査人を選出し、文化交流部会および総務部会の理事及び会計監査人に選出される権利を有するほか、総会並びに所属する各部会に出席し、意見を述べ、決議に加わる権利を有する。また、個人正会員、個人準会員、名誉会員は各種情報等個人に対する支援を受けるほか、個人を対象とする各種活動に参加する権利を有する。
- 第 9 条 法人正会員は、商工部会および総務部会の理事を選出し、同理事に選出される権利を有するほか、総会並びに商工部会および総務部会に出席し、意見を述べ、決議に加わる権利を有する。また、法人正会員、法人準会員は、各種情報等法人に対する支援を受けるほか、法人を対象とする各種活動に参加する権利を有する。
- 第 10 条 会員は、この定款並びに総会の議決事項を遵守しなければならない。これに違反し、又会員として必要とされる社会的道義を著しく損なうような行為があった会員は総会の決議により除名することが出来る。
- 第 11 条 会費の滞納が一年以上に及ぶ会員は、理事会の決議により退会とする事ができる。

### 第四章 総 会

- 第 12 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 3 月に開催し、臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に会長がこれを召集する。
- 第 13 条 1. 総会の議決権は、法人正会員および個人正会員が保有する。保有する議決権数については付表 1 に示す。  
2. 総会は、出席する法人・個人会員の保有する議決権総数が会員全体の議決権総数の半数

以上となる場合（委任状も含む）をもって成立する

3. 総会の決議は、出席する法人・個人会員の保有する議決権総数の過半数の賛成を必要とする。
4. 次にあげる事項の決議は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
  - 1) 会員の除名：但し、会費の滞納による退会の場合はこの限りでない。
  - 2) 理事及び会計監査人の選出
  - 3) 定款の改定
  - 4) 行事計画
  - 5) 解散

- 第14条 1. 当年度の事業報告及び会計報告は、定期総会の議案としなければならない。  
2. 総会に提案する議案は、この定款に定めのある場合のほかは、理事会で定める。

#### 第五章 理事会および会計監査

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・会計監査人で構成し、理事会は本会の運営に関する重要事項を提案、審議、決定する。ただし、議題に係る個人正会員、法人正会員についても、会長の了解のもとで理事会に出席することができる。

第16条 理事及び会計監査人は、個人正会員、法人正会員から理事会において推薦し、総会において選出する。

第17条 理事会の構成は以下のとおりとする。

- ① 会長 …… 1名
- ② 副会長 …… 3名（各部会長を兼務する）
- ③ 理事 …… 5名（一部は各部副会長を兼務する）
- ④ 会計監査人 …… 2名

理事会の構成		会計監査人
役員		
会長	…… 1名	会計監査人 …… 2名
副会長	…… 3名	
理事	…… 5名	

第18条 各理事会構成員は、次の業務を担当する。

- 1) 会長 …… 本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 2) 副会長 …… 会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。また各部会の部会長として所属する部会に関連する議題の議事進行を行う。
- 3) 理事 …… 理事会の委嘱により、業務を執行する。また一部は各部会の副部会長として、副会長の議事進行を補佐する。
- 4) 会計監査人 …… 会計監査を行い、定期総会でその結果を報告する。

第19条 1. 理事及び会計監査人の任期は、1年とし、再任される事ができる。

2. 理事及び会計監査人は、退会もしくは総会の決議により解任された場合その日付をもって辞任する。

第20条 1. 理事及び会計監査人が任期途中で辞任し、また解任された場合、後任の理事及び会計監

- 査人は、第16条の規定にかかわらず、理事会の決議により選出することができる。
2. 前項における後任の理事及び会計監査人の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第六章 運 営

- 第21条 本会は、理事会の執行機関として総務部会、文化交流部会、商工部会を設置し、各部会の主催・監督のもとで各活動を行う。各部会の運営体制および活動内容は理事会にて決定する。その他、必要に応じて理事会の決議により、本会にその他の組織を置く事ができる。
- 第22条 各部会は円滑な運営を行うため、幹事を必要数設置することが出来る。各部幹事は理事会が承認することとする。
- 第23条 本会に事務局を置き、本会の各種事務を運営する。事務局の業務範囲は理事会にて決定する。また、事務局は理事会の決定により、外部に委託することができるものとする。

## 第七章 入会金、会費及び会計

### 第24条

1. 本会の運営に必要な資金は、会費・文化交流行事等の臨時参加費及び寄付による収入から充当する。
2. 会費は、法人正会員、法人準会員、個人正会員、個人準会員から徴収する。金額（年会費）については以下の通りとする。

法人正会員：下表（注1）のとおり、日本人駐在員数に応じて決定

法人準会員：1,500 元／社

個人正会員：200 元／人

個人準会員：100 元／人

※但し、法人以外の会員が年度中間（10月1日）以降の途中入会の場合は年会費は2分の1とする。

（注1）法人正会員の会費は日本人駐在員数により下記のとおりとする。

日本人駐在員数	年会費
0名	2,000元／1法人
1名	3,000元／1法人
2名	4,000元／1法人
3名	5,000元／1法人
4名以上	6,000元／1法人

なお、日本人駐在員数とは毎年4月1日現在の在籍日本人数（ただし、年度途中での入会の場合は、入会時の在籍日本人数）とする。

3. 会費は総会の決議によって、変更する事ができる。
4. 臨時参加費及び寄付は理事会で決める事ができる。
5. 会員に対する慶弔については、理事会の決議に基づき実施する事ができる。
6. 一度納付された会費は、退会などいかなる場合でも返却することはできない。

第25条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 第14条第1項に規定する会計報告には、会計監査人の意見を付さなければならない。会計監査は、会計監査人が行う。

## 第八章 定款の改正及び解散

第27条 この定款は、総会の決議により改正する事ができる。

- 第28条 1. 本会は、総会の決議により解散する事ができる。  
 2. 解散するときは、財産は清算されるものとする。残余財産は、総会又は理事会の決議に従って処理する。

付表1 会員の権利・義務

新制度	条件	文化交流活動	商工活動	総務関連	総会参加発言	総会議決権	役員理事選出	定款総会議決遵守
法人正会員	法人正会員の推薦を3社以上受け、かつ理事会が承認した在瀋陽、および周辺の日系企業	—	○	○	○	会費に応じ複数票※	商工/総務	○
法人準会員	法人正会員の推薦を3社以上受け、かつ理事会が承認した上記以外の法人	—	○	○	—	—	—	○
個人正会員	個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事会が承認した在瀋陽、および周辺に3ヶ月以上連続して居留する満18歳以上の日本国籍者	○	—	○	○	正会員1名につき1票	親睦/総務	○
個人準会員	個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事会が承認した上記以外の満18歳以上の者	○	—	○	—	—	—	○
名誉会員	瀋陽日本人会の発展に貢献した(する)方で理事会が特別に認めた者	○	—	○	○	—	—	○

※法人の総会議決権は、会費支払い1000元につき1票とみなす。